

# 長久手市市民活動災害補償制度Q & A

## 1 団体登録に関すること

Q1 Q 補償制度に関して、個人的な負担はありませんか。

A1 市が一括して負担しますので、個人及び団体の負担は一切ありません。

Q2 対象となる団体は5人以上ですが、年齢制限はありますか。

A2 特に制限は設けていませんが、幼児等は、自らの意志で市民活動を行うことができませんので対象にはなりません。

Q3 4人が市外の人で、1人が長久手市内に在勤である場合は団体登録できますか。

A3 あくまで長久手市に在住していることが必要です。

Q4 会則がないことを除けば団体登録要件を満たしていますが、申請できますか。

A4 団体活動の目的や継続性を確保するためには、会則や規約が必要です。会則がない場合は団体登録申請日前までに会則を作成してください。

なお、会則等の作成(案)は、市のホームページからダウンロードできます。

Q5 一度登録すれば、変更事項がない限り毎年申請をしなくていいのですか。

A5 はい。しかし、代表者の変更や活動内容の変更などがある場合は変更届を、また、市民活動災害補償制度の団体登録を取り消す場合は取消届を提出してください。

Q6 市の体育協会や文化協会など構成団体（下部組織）が複数ある場合は、どのように団体登録を行うのですか。

A6 最上位の団体が登録をしてください。規約等の中で構成団体（下部組織）の名称が含まれていれば、一括して登録をいたします。

Q8 団体登録申請書の提出先について教えてください。

A8 提出先については、以下のとおりです。なお、ご不明な場合は、たつせがある課に提出してください。

活動内容	市役所担当課
自治会活動、コミュニティ、その他	たつせがある課
社会教育・体育、文化、市史、青少年活動	生涯学習課
環境保全活動、清掃活動	環境課
高齢者福祉活動	長寿課、 (社会福祉協議会)
地域福祉、障がい者福祉活動	福祉課、 (社会福祉協議会)
子ども会	子育て支援課
学校支援ボランティア	教育総務課

Q9 団体登録は、毎年必要ですか。

A9 原則として年度毎の登録は必要ありません。代表者の変更や規約等の改正があった場合は、速やかに市民団体登録変更届を提出してください。

## 2 補償制度の範囲に関すること

Q1 登録された団体の活動は、すべて補償の対象となりますか。

A1 いいえ。それぞれの団体が無報酬（費用弁償を除く。）で行う公共的、公益的な活動が対象になりますので、団体のすべての活動が補償の対象となるわけではありません。

Q2 公園の清掃行事に参加するため、開催場所へ自転車でいきますが、自宅と開催場所の往復の間に対人事故を起こした場合、賠償補償の対象となりますか。また、本人も怪我をした場合、傷害補償の対象となりますか。

A2 公益的な市民活動として認められる場合には通常通る自宅から市民活動開催場所までの往復途上の傷害補償については対象となります。しかし、賠償責任補償については市民活動中のみの補償となります。

Q3 市スポーツ少年団が県外に夏合宿する場合、合宿中に起きた事故に対しても補償の対象となりますか。

A3 市のスポーツ少年団のスポーツ活動については補償対象外となります。

Q4 市スポーツ少年団が行うバーベキュー大会などは補償の対象となりますか。

A4 市スポーツ少年団が行うレクリエーション（バーベキュー大会）については、子どもの健全育成の観点から補償対象となります。

Q5 校区運動会、校区の夏祭り及び地区の盆踊りなどの一般参加者は、補償の対象となりますか。

A5 本補償制度は、自主的に活動を行っている市民が活動中に被った損害に対する補償、自治体が主催・共催する行事や事業に参画する市民を対象にした補償制度です。したがって、単なる一般参加者は補償の対象にはなりません。行事で一般参加者に対する保険が必要な場合は別途加入する必要があります。

Q6 市民活動に対して、交通費や個人が実費で必要となる経費が支給されますが、こういった市民活動は、補償の対象となりますか。

A6 原則として、報酬を伴う活動は対象となりません。しかし、交通費や実費程度の支給であれば、補償の対象となります。

Q7 市外への宿泊を伴う活動（宿泊研修、宿泊勉強会など）は、対象となりますか。

A7 会則等の目的に沿った活動であれば、補償の対象となる場合があります。宿泊を伴う場合には、どこまでが研修会や勉強会かの区別が明確ではないことから、実態をお聞きしたうえで判断いたします。

Q8 子ども会の事業でドッジボール大会の練習をしていたとき、出場した子どもが突き指をしました。この場合、スポーツ活動になりますが、補償の対象になりますか。

A8 今回のケースは、子ども会活動の一環として、親睦を深めるためのスポーツとして行われるドッジボール大会と言えます。そこでけがをした場合には、補償の対象となりますが、当日参加していたことが分かる資料の添付をお願いします。

Q9 シニアクラブで清掃活動をしていて、けがをしてしまいました。この場合は、補償の対象となりますか。

A9 シニアクラブが実施する清掃活動は市民活動にあたりますので、補償の対象となります。

Q10 市民団体の代表者が、市民活動中に同団体の参加者にけがを負わせてしまったときは、この補償制度の適用が受けられますか。

A10 事故の内容により判断しなければなりません。市民団体が公益的な活動を行っている間に起きた事故であり、市民団体や指導者、指導者に準じる者、スタッフが賠償責任を問われる場合には、補償の対象となります。この事案の場合は、市民活動中の事故であり市民団体が賠償補償対象者となります。また、けがを負った方も傷害補償の対象となります。

Q11 事故報告書にはどんな書類を添付すればよいですか。

A11 長久手市市民活動災害補償制度事故報告書の提出に際し、次の書類の添付をお願いします。

1 賠償事故の場合

事情により提出いただく書類が異なりますので、お手数ですが、たつせがある課(TEL0561-56-0602)までお問い合わせください。

2 傷害事故の場合

(1) 当日の参加者名簿

(2) けがをした当日の活動内容が分かるもの(例:事業計画書、開催通知文など)

Q12 家族で長久手古戦場桜まつりに行き、子どもが転んでけがをしました。補償の対象となりますか。

A12 事業に直接携わる団体の構成員が補償の対象となります。単にイベントに来て怪我をした場合は、本制度の補償の対象とはなりません。

Q13 市民活動の場所まで自家用車で行く途中、事故起こしてしまいました。この場合補償の対象となりますか。

A13 自動車の所有、使用及び管理に起因する賠償責任は対象外です。

Q14 市民活動中に O-157 による食中毒にかかりました。補償の対象となりますか。

A14 細菌性の食中毒事故は、補償の対象となります。このほか、ウイルス性食中毒並びに熱中症又は腸管出血性大腸菌感染症により、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡、又は後遺障害が発生した場合若しくは傷害を負った場合も、補償の対象となります。

Q15 特定疾病事故は補償の対象となっていますが、どのようなものですか。

A15 市民活動中に脳心疾患が原因で死亡した場合、本制度が適用され、見舞金が支払われます。



Q16 講習会や講演会の参加者は、観覧者や見物人に近い存在と考えられますが、どういった場合に補償の対象となりますか。

A16 地域活動に伴う公益的な講習会や講演会の参加者であれば、傷害補償の対象となります。

(例) AED講習会などは知識を習得することができるため、単なる観覧者や見物人とは異なります。

Q17 地域の自治会連合会が主催する校区の運動会の参加者の補償の範囲は、具体的にはどのようなのですか。

A17 主催する運動会の企画、準備及び後片付けなどを行う運営者や実際に運動会の競技に参加する者が傷害補償の対象者となります。招待客を含め、運動会を見に来た見物人や観覧者の方々は傷害補償の対象外となります。

Q18 地域の自治会連合会が主催する夏祭りの参加者の補償の範囲は、具体的にはどのようなのですか。よくある事例を参考に教えてください。

A18 主催する夏祭りの企画、準備及び後片付けなどを行う運営者が傷害補償の対象となります。

(例)

- × 単に夏祭りを見に来ている者は、補償対象外
- × 単に踊る方々は、補償対象外
- 踊りを指導している者は、補償対象
- 準備で会場を設置する者や開催後に後片付けを行う者は、補償対象

Q19 地域の祭りで警固祭りがあります。火縄銃の発砲が見どころの祭りですが、補償の対象になりますか。

A19 火縄銃を扱う者は、危険な活動と判断しますので、補償の対象にはなりません。

Q20 山車の引き回しは宗教的な活動でしょうか。また、伝統文化の継承活動でしょうか。

A20 宗教的な行事か否かの判断は、内容や個々の状況によって判断します。市が主催する山車の引き回しで、疾走や回転を行わないものであれば、補償対象となります。

Q21 疾病の具体的な例を教えてください。

A21 主に、急性心疾患及び急性脳疾患が疾病補償特約に含まれます。その他の疾患については、コミュニティ活動中に発症し、24時間以内に死亡したことが医師の判断により明らかであって、かつ、死亡原因となる疾患名が特定できる場合が補償の対象となります（急性アルコール中毒や麻薬中毒などを除く。）。

Q22 更生保護女性会の活動は、補償の対象となりますか。

A22 市の組織が主催する活動で、活動者が自発的に行う無償の活動であれば、補償の対象となります。

Q23 費用弁償の範囲はどの程度ですか。費用弁償として受領しているものであれば、報酬並の金額を受領していてもよいですか。

A23 交通費と昼食代を目安としてください。

Q24 市民団体が活動する上で、先方から受領するものが、報酬なのか、謝礼なのか、また、費用弁償なのか区別がつかないことも考えられます。どのように市は精査するのですか。

A24 事故報告書提出時に、活動内容を確認し、公益的な活動及び無報酬であることを確認する必要があります。

Q25 交通安全街頭活動は補償の対象となりますか。

A25 職務ではなく、自主的に参加され無報酬であれば、補償の対象となります。

Q26 安心安全課が加入している防火防災訓練災害補償等共済と内容が重複する部分がありますか。

A26 補償内容については、重複しておりますが、補償の金額が異なります。

Q27 現在、自主防犯ボランティア団体は、愛知県の防犯ボランティア活動災害見舞金制度を活用しています。また、任意で社会福祉協議会のボランティア活動保険に加入している団体もありますが、それらの団体についても、本制度の補償制度が適用されますか。

A27 ボランティア団体の活動が、市の管理下の活動であれば、補償の対象となります。ただし、保険の内容が異なりますので、注意が必要です。ボランティア活動保険では、天災危険が補償されていることや個人の賠償リスクも補償されています。

Q28 レクリエーション協会の事業に対して、市が年間で保険をかけています。主に4つの事業がありますが、参加者は補償の対象となりますか。

- 1 あそびの城
- 2 チャレンジ教室…市内の小学生を対象に週1回開催するレクリエーションで交流を図って子どもたちの育成を促進する
- 3 レクリエーションフェスティバル…全市民を対象とした祭典参加者が、当日100円の保険料を支払っている。
- 4 男の料理教室…定年した男性を対象とし、家庭内での居場所づくりを目指す。

A28 1から3までの事業は、レクリエーションをとおして子どもの交流を図り、育成を促すことから、補償の対象となります。しかし、男の料理教室は、公共性がなく、単にサービスを受けるだけのものと考えられるため、補償の対象とはなりません。

Q29 市が行っているワンコインサービス事業参加者は、補償の対象となりますか。

A29 ワンコインサービス事業は、市のホームページにおいても有料ボランティアスタッフの募集とあることから、労働報酬が支払われています。したがって、補償の対象とはなりません。

Q30 市が加入している公民館総合補償制度の補償の範囲は、市民活動災害補償制度と相違がありますか。

A30 公民館総合補償制度では、施設の利用者や有償ボランティアも補償の対象となる点がありますので、市民活動災害補償制度とは内容に相違があります。

Q31 ながくて古戦場桜まつりでの補償の範囲を教えてください。

A31 市と共催する実行委員会が団体登録をしている場合は、補償の対象となると考えられます。文化協会の会員によるステージ上での発表会がありますが、無報酬で出演していれば補償の対象となると考えられます。

ただし、火縄銃の発砲をする人は、危険な行為と判断し、補償の対象とはなりません。

なお、単なる見物者や観覧者、団体の活動のサービスの提供を受ける

だけの参加者は、補償の対象とはなりません。

Q32 競技性があるスポーツをする団体は、登録ができませんか。

A32 地域の清掃活動など公共的・公益的活動を行う場合は、補償の対象となりますので、登録することができます。団体登録申請書の活動内容欄にその旨の記載をしてください。

Q33 校区運動会のプログラムに参加した後、観覧席に戻って応援している際のけがは、補償の対象となりますか。

A33 プログラムに参加する人は、自宅と会場との往復途中も補償の対象となります。

Q34 規約などは、入脱会が自由なものであることが団体登録の条件となっています。登録時の会員名簿に名前がない人が、市民活動中にけがをした場合、どのような扱いになりますか。

A34 補償制度の運用にあたって、事故があった場合は、保険会社がその団体の代表者に事実の確認をしています。団体登録時の名簿に名前がなくても市民活動中の事故であれば補償の対象となります。

Q35 登録団体が、時々市外で活動し、その市民活動中にけがをしたときは、補償の対象となりますか。

A35 主な活動を市内でおこなっていれば、補償の対象となります。

Q36 もっぱら自己の技能向上のための練習は補償の対象外とありますが、高齢者のグラウンドゴルフなどレクリエーション程度の活動は、練習と判断されますか。

A36 高齢者のレクリエーション活動と考えられますので、けがをされた場合は補償の対象となります。

Q37 登録団体の会則や規約には活動目的が記載されています。例えば、その目的以外の活動をしているときのけがは、補償の対象となりますか。

A37 公共的・公益的な活動をしている最中の事故であれば、補償の対象となります。

Q38 文化の家フレンズで活動していて、ボランティア保険に加入しています。補償制度と重複しても問題ありませんか。

A38 ボランティア保険と本補償制度では、補償の範囲が異なる部分があるので、重複して加入していただいてもかまいません。

Q39 長久手市民まつりで、登録団体が物販を伴う活動中のけがは補償の対象となりますか。

A39 補償制度の対象は、無報酬の市民活動です。物販は営利目的ですので、補償の対象とはなりません。